

## 学校感染症とその出席停止期間について

	種 類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	感染源となり得る期間は原則入院 治癒するまで出席停止
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ <small>(特定鳥インフルエンザを除く)</small>	発熱後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が完了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身症状が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	第三種	コレラ
細菌性赤痢		
腸管出血性大腸菌感染症		
腸チフス		
パラチフス		
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
その他の感染症(条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症)		
溶連菌感染症		抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状が良ければ登校可能
ウイルス性肝炎		A, E型肝炎は肝機能が正常化すれば登校可能。B, C型肝炎は無症状病原体保有者は登校可能
伝染性紅斑(りんご病)		発疹期のみで全身症状の良いものについては登校可能
手足口病		発熱、咽頭・口腔の水疱、潰瘍を伴う急性期は出席停止。治癒期は全身症状が良ければ登校可能
ヘルパンギーナ		手足口病に準ずる
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止。症状が改善し全身状態の良いものは登校可	
流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐症状の回復後、全身症状が良いものは登校可能	
通常出席停止の措置が必要ないもの		
	アタマジラミ	
	水いぼ	
	伝染性膿痂疹(とびひ)	

※ 出席停止の期間は主治医の判断によるため、登校する際は主治医に確認をしてから登校してください。